

障がい児保育における支援の継続性確保及び加配制度の充実を求める意見書

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を支えるためには、切れ目のない保育・教育支援を提供することが極めて重要である。

しかしながら、認定こども園等における障がい児への加配保育については、自治体ごとに認定基準や加配職員の配置基準、補助制度等に違いがあることから、保護者の転勤や転居等により他の自治体へ転出した場合、これまで受けていた支援を継続できない場合や、新たな認定手続が必要となるなど、子どもや保護者に大きな負担が生じることがある。

障がいのある子どもにとって、生活環境や保育環境の変化は心身の発達や情緒の安定に大きな影響を及ぼすことから、居住地が変わっても必要な支援が継続して受けられる環境を整備することが求められる。

よって、国におかれては、障がいのある子どもへの切れ目のない支援を実現するため、下記事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 障がいのある子どもが自治体間を転出・転入する場合においても、転出前に受けていた保育・支援が途切れることなく円滑に引き継がれ、年度途中であっても「子どもの最善の利益」を最優先とした継続的な支援が受けられるよう、自治体間の情報連携の強化、手続きの簡素化を図るとともに、障がい児の認定基準や加配制度の在り方を含め、必要な法制度及び運用の見直しを行うこと。
2. 認定こども園等における障がい児への加配制度について、自治体間で著しい差が生じないよう、認定基準や運用の在り方について検討を進め、必要な制度の見直しを行うこと。
3. 障がい児保育の充実に向け、自治体が安定的に支援を実施できるよう、必要な財政措置及び人的支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

大阪府和泉市議会

内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿